

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第27号	
事故等名	押船大誠丸被押台船大誠丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月2日04時40分ごろ	
発生場所	長崎県西海市崎戸町小立島北東岸 崎戸町所在の大立島灯台から真方位131° 2,430m (北緯33° 00' 17"、東経129° 27' 10")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月27日長崎・地方事故調査官が船舶所有者から口述聴取、3月3日船舶所有者より海難報告書を入力し口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO番号) 船舶所有者等	A 押船 大誠丸 104トン 136383 株式会社藤進	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO番号) 船舶所有者等	B 台船 大誠丸 長さ50m なし 株式会社藤進	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
損傷	A なし B バルバスバウ部にこぶし大の破口を伴う凹損	
事故等の経過	A船がB船を押し、長崎県五島市神ノ浦に向け、滝瀬灯浮標と浮瀬の間を航過して、226°の針路及び8ノットの速力で航行していたとき、前方にイカ釣り漁船の灯りが多数あったため、主に左転してイカ釣り漁船を避けて、右に舵を戻す避航を繰り返していたところ、イカ釣り漁船を避航して進路を戻そうとした時、小立島を目前に認め、機関を後進にかけたが、平成20年8月2日04時40分ごろ、乗り揚げた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、レーダー及びGPSで船位の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が航行中、イカ釣り漁船の避航を繰り返す際、レーダー及びGPSで船位の確認を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	